

# ● 空港の経営改革について

## 背景・趣旨

### 現在の国管理空港

➢ 全国27空港の着陸料収入をプール管理している  
(空港ごとの経営効率化が図られない)

➢ 滑走路等(国)と空港ビル等(民間)の運営主体が分離している  
(一体的・機動的な経営が行えない)

### 目指す姿

➢ 個別空港ごとの経営

→ [より地域と向き合った空港運営]

➢ 民間の能力を活用した空港ビルも含めた一体的な経営

→ [機動的な空港運営]

(例: 一体的な経営による効率化を通じて着陸料を引き下げ、エアラインを積極的に誘致)

➢ オープンスカイの推進

➢ LCC等の新規参入促進

### 地域活性化の核となる真に魅力ある空港の実現

- 就航路線・便数の拡大、利用者数の増大、宿泊・物販等の拡大等を通じた地域経済の活性化、雇用の拡大
- 航空ネットワークの拡大による利用者利便の向上
- 空港経営の効率化を図るとともに、収益力・集客力を向上
- 我が国航空産業の活性化

## 具体的な取組み

- PFI法の公共施設等運営権制度(公共施設の運営を民間事業者に委ねることを可能とする制度※)を活用し、国管理空港の運営の民間委託を推進する。

※同制度では国等の公的主体が施設所有権を留保することが前提。

## 現在の検討状況

- マーケット・サウンディング等を実施し、国管理空港の経営改革を推進するための所要の経費を来年度政府予算案に計上。
- 国管理空港等において公共施設等運営権制度を活用して民間への運営委託を可能とするための所要の措置を定める関連法案を次期通常国会に提出予定。

## 今後のスケジュール(想定)

- 平成24年度: 民間事業者、地方自治体等の幅広い関係者から、国管理空港の運営の民間委託に関する具体的な提案を募集(マーケット・サウンディング)
- 平成25年度: 個別空港ごとの運営の民間委託手法の具体的検討
- 平成26年度: 国管理空港の運営の民間委託の公募を開始

2012年度(平成24年度)の夏頃まで

- 「空港経営改革の実行方針」(基本方針)の策定

基本方針の策定以降

- 民間事業者等のほか、地方自治体等、幅広い関係者から、個別空港を対象とした空港経営改革に関する具体的な提案の募集(マーケット・サウンディングの実施)

2013年度(平成25年度)

- 個別空港ごとの運営の民間委託手法の具体的検討

2014年度(平成26年度)以降、概ね2020年度(平成32年度)まで

- 民間への運営委託等の実行

[第1フェーズ]2014年度(平成26年度)～2018年度(平成30年度)までの5年間

→可能な限り多くの空港の民間への運営委託を推進

[第2フェーズ]2019年度(平成31年度)～概ね2020年度(平成32年度)まで

→やむを得ず同様の取扱いができない空港についても、空港経営改革を実現

P F I 法に基づく提案

(地方自治体と民間事業者の共同提案を含む)

## 空港経営改革の進め方(スケジュールイメージ)

